

橋本市上下水道事業管理告示第16号

橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年橋本市条例第202号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、令和7年8月5日から令和7年8月19日までの土曜・日曜・祝日を除く期間、当市上下水道部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年7月28日

橋本市長 平木 哲朗

1. 賦課を開始する年月日

令和7年9月1日

2. 賦課対象とする区域

橋本市

柏原、東家、垂井、あやの台、胡麻生の一部